

人権方針

私たちは、「美しさと健康とを創り出すことで生活・文化の向上に貢献する」企業として、人権尊重の取組みを推進します。

1. 人権に対する基本的な考え方

私たちは、その企業理念に基づき、美と健康に関わる事業活動を通じて、企業としての人権尊重の責任を果たします。そのために、人権方針（以下、本方針）を定め、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員と従業員（契約社員・派遣社員含む）に対し、適用されます。また当社は、サプライチェーン上の企業及びその他のビジネスパートナーに対しても、本方針を支持し、人権の尊重に努めていただくよう要請します。

3. 国際規範の支持・尊重

私たちは、国連グローバル・コンパクトに賛同する企業として、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。

4. 人権に関する法令順守

私たちは、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合は、人権に関する国際規範を最大限に尊重するための方法を追求します。

5. 人権に関する重点課題

私たちは、以下の人権課題を特に重要な社会的責務と認識します。

（1）児童労働・強制労働

当社内およびそのサプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身売買を禁止し、人権を侵害する労働慣行の是正あるいは根絶に取り組みます。

（2）差別・ハラスメント

人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向、社会的身分等を理由とした不当な差別的取り扱いやハラスメントを許容しません。また、多様な才能や価値観を持つ人材が最大限能力を発揮できるよう一人ひとりを尊重し、一人ひとりにとって魅力的な自己実現の場となる環境づくりに努めます。

（3）労働安全管理

職場における事故、災害や怪我を防止し、労働安全衛生に関する法令を遵守し、職場の安全確保に努め、働きやすく安心して健康的な職場環境を作ります。

（4）結社の自由と団体交渉権

各国・地域の法令で認められた範囲において、結社の自由と団体交渉に関する従業員の権利を尊重します。

（5）労働時間

各国・地域において適用される労働時間に関する法令を遵守し、長時間労働の防止に努め、適正な労働時間の管理を行います。

(6) 賃金

各国・地域において適用される賃金に関する法令を遵守します。賃金水準については、最低賃金を保証し、従業員およびその家族が人間らしく生活するために十分な賃金となるよう努めます。

(7) プライバシーに対する権利

個人のプライバシーを保護する権利を尊重し、全ての情報を正当な業務上の目的のために、細心の注意を払って取り扱います。

(8) サプライチェーンにおける人権課題

当社のみならず、サプライチェーンにおける法令遵守や人権保護が重要であるとの認識のもと、責任ある調達を実施します。

6. 推進体制

私たちは、本方針を実現する為の体制を構築し、人事担当役員が本方針の遵守・実施状況を監督します。

7. 救済・是正

人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正に取り組み、人権に対する負の影響を受けた人の救済のために適切な措置を講じるよう努めます。

8. 教育・研修

私たちは、本方針が自らのすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、すべての役員と従業員に対し、幅広い人権啓発を行います。

9. 対話・協議

私たちは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと対話の機会を確保しつつ、協議を真摯に行うものとします。

10. 情報開示

私たちは、公正で透明性の高い経営の実現を目指しています。影響を受けるステークホルダーや商取引上の秘密に十分配慮した上で、本方針に基づく人権の取組みについてウェブサイトなどで開示します。

2025 年 4 月 1 日
株式会社日本色材工業研究所
代表取締役社長 奥村 華代